

エコ・プラン21

【大館市役所地球温暖化防止実行計画】

令和 7 年 3 月
秋田県大館市

改 訂 履 歴		
制 定	平成 1 4 年 (2002 年)	4 月 1 日
1 次改訂	平成 1 5 年 (2003 年)	4 月 1 日
2 次改訂	平成 1 9 年 (2007 年)	4 月 1 日
3 次改訂	平成 2 0 年 (2008 年)	4 月 1 日
4 次改訂	平成 2 5 年 (2013 年)	4 月 1 日
5 次改訂	平成 2 6 年 (2014 年)	4 月 1 日
6 次改訂	平成 2 7 年 (2015 年)	4 月 1 日
7 次改訂	平成 2 8 年 (2016 年)	4 月 1 日
8 次改訂	平成 2 9 年 (2017 年)	7 月 1 日
9 次改訂	令和 3 年 (2021 年)	3 月 3 1 日
10 次改訂	令和 7 年 (2025 年)	3 月 3 1 日

目 次

背景	1
1 地球温暖化問題に関連する国内外の動向	1
（１）地球温暖化問題について	
（２）地球温暖化問題に関する国内外の動向	
（３）循環型社会の形成と気候変動対策	
エコ・プラン 2 1 改定の趣旨	2
1 これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要	2
2 旧計画の取り組みの実施状況と目標達成状況	3
3 「温室効果ガス総排出量」の算出方法	3
4 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳	3
5 「温室効果ガス総排出量」の分析	5
6 計画改定の方針	5
基本的事項	5
1 エコ・プラン 2 1 の目的	5
2 対象とする範囲	6
3 対象とする温室効果ガスの種類	6
4 計画期間、見直し時期	7
5 上位計画等との位置づけ	7
「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標	9
1 目標設定の考え方	9
2 基準年度と数量的な目標	9
目標達成に向けた取り組み	10
1 目標達成に向けた取り組みの基本方針	10
2 目標達成に向けた取り組みの内容	10
（１）省エネルギー対策	
（２）再生可能エネルギーの活用	
（３）バイオマスの利活用	
（４）ごみ減量・分別・再資源化の推進	
（５）エネルギーの地産地消に向けた取り組みの検討	

エコ・プラン 2 1 の進捗管理の仕組み	14
1 推進体制	14
（ 1 ）基本的事項・行動目標等の決定とその見直し	
（ 2 ）実施と運用	
（ 3 ）点検等	
（ 4 ）進捗管理	
2 進捗状況の点検	17
（ 1 ）毎月の点検	
（ 2 ）点検結果の報告	
（ 3 ）是正措置等	
3 進捗状況の公表	18
別表 1 エコ・プラン 2 1 対象組織等	19

背景

1 地球温暖化問題に関連する国内外の動向

(1) 地球温暖化問題について

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、私たち人類の生存にも関わる、とても重要な環境問題とされています。わが国においても、平均気温の上昇、暴風、台風などの被害、農作物や生態系への影響などが見られ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっています。地方公共団体においては、地域レベルで気候変動およびその影響を観測しながら、気候変動の影響を正しく把握するとともに、その結果を踏まえて、さまざまな施策を通じて総合的かつ計画的に対策に取り組むことが重要です。

(2) 地球温暖化問題に関する国内外の動向

2015 年、フランス・パリにおいて COP21 が開催され、法的拘束力のある国際的な合意文書であるパリ協定が採択されました。これは、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2 より十分低く保つとともに、1.5 に抑える努力を追求すること」や、「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げるなど、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

パリ協定採択後の 2016 年、わが国では唯一の地球温暖化に関する総合的な計画となる「地球温暖化対策計画」が政府により閣議決定されたのち、2021 年に 5 年ぶりに改定されました。この中で、2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比で 46% 減と定めています。このうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、同期間で温室効果ガス全排出量の約 9 割を占めるエネルギー起源二酸化炭素の 51% 減を目標としており、全部門のなかで家庭部門に次ぎ 2 番目に厳しい目標となっています。また、2025 年 2 月に行われた同計画の改定では、新たに 2035 年度、2040 年度の目標も設定されました。地方公共団体は自ら率先的な取り組みを行い、区域の事業者・住民の模範となることを求められています。

さらに政府は、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を 2020 年に世界に向けて宣言し、全国の自治体に表明を呼びかけ、2024 年 12 月現在 1,127 の自治体がゼロカーボンシティを表明しています。また、脱炭素ドミノとしての脱炭素先行地域の選定も進んでお

り、第 5 回の募集まで 81 提案が選定されています。

(3) 循環型社会の形成と気候変動対策

2024 年 5 月、政府はわが国の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るための施策大綱である、第六次環境基本計画を策定しました。国はこの計画で、環境・経済・社会すべてにおいて「勝負の 2030 年」とし、気候変動、生物多様性の損失、汚染の 3 つの世界的危機に直面している現在、文明の転換・社会変革の必要性を述べ、危機感を露わにしています。そして計画では、環境保全を通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる循環共生型社会の構築を目指すこととしています。

加えて、2023 年 6 月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画では、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備や廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進等の必要性が述べられており、脱炭素化、資源循環の一体的推進が求められています。

循環共生型社会の実現、地域課題の解決と脱炭素を通して、ウェルビーイング向上のため、各主体の取組を進めることが重要です。

エコ・プラン 2 1 改定の趣旨

1 これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要

本市では 2002 年 4 月 1 日にエコ・プラン 2 1 を策定し、これまでいくつかの改定を経ながら温室効果ガスの排出削減に継続的に取り組んできました。

エコ・プラン 2 1 は、本市の事務・事業に関して、温室効果ガスの排出削減に取り組む、地球温暖化対策を推進するための計画で、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第 21 条に基づき策定と公表が義務付けられている地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に位置づけられます。

2021 年に国の温室効果ガス削減量の目標が更新され、国の対策計画との乖離が見られる状況となったことや、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定したことを踏まえ、改定することとしました。

旧計画の概要は表 1 のとおりです。

表 1 旧計画の概要

計画期間	2020 年度から 2030 年度までの 11 年間
基準年度	2013 年度
対象範囲	原則として本市が行うすべての事務・事業（外部発注事業を除く）が対象。 民間や団体への指定管理、委託等により実施する事務・事業についても、温室効果ガス排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請。 ※ただし、市立総合病院、市立扇田病院は対象外。
対象ガス	エネルギー起源二酸化炭素
削減目標	中間：2025 年度までに、2013 年度を基準として 25%削減
	目標：2030 年度までに、2013 年度を基準として 40%削減

2 旧計画の取り組みの実施状況と目標達成状況

業務運用に係る省エネ対策に関することが主な取り組みであり、環境マネジメントシステムの運用によりエネルギー使用量を抑えました。

2025 年度までに、2013 年度を基準として 25%削減する目標に対し、2023 年度時点で 19.16%削減にとどまっていますが、業務運用におけるエネルギー使用由来の削減ポテンシャルは引き出していると思われます。

3 「温室効果ガス総排出量」の算出方法

本市の事務・事業における温室効果ガス総排出量の算定は、2024 年に示された「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室)に準拠して行いました。算出年度は、2013 年度及び 2023 年度とします。

4 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳

各エネルギーの使用量と二酸化炭素排出量の推移を表 2、エネルギー起源による二酸化炭素排出量内訳を図 1 に示します。

なお、2017 年度から複数の電力会社と電力供給契約しているため、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量はそれぞれの係数で算出しています。

表2 各エネルギーの使用量と二酸化炭素排出量

活動区分		単位	使用量		二酸化炭素（CO2）排出量（kg）			
			2013年度	2023年度	2013年度		2023年度	
					係数	排出量	係数	排出量
燃料使用	ガソリン	L	102,263	102,256	2.32	237,249	2.29	234,167
	灯油	L	1,673,198	1,613,124	2.49	4,166,263	2.5	4,032,811
	軽油	L	154,806	90,125	2.58	399,399	2.62	236,128
	A重油	L	360,000	287,400	2.71	975,600	2.75	790,350
	L P G	m³	63,546	46,743	5.976	379,750	5.956	278,400
電気使用	東北電力	kWh	24,419,145	22,668,266	0.6	14,651,487	0.477	10,812,763
	エバーグリーン・リテイリング		-	12,858	-	-	0.492	6,326
	エフエネ		-	5,328	-	-	0.47	2,504
	オノブックス		-	979,338	-	-	0.439	429,930
合 計					-	20,809,748	-	16,823,378
基準年度比増減率							19.16%	減

各エネルギーの排出係数は、温対法施行令第3条及び第7条（2025年1月22日一部改正）に基づく2013年度、2023年度分算定用排出係数を用いています。端数処理のため合計が合わない場合があります。

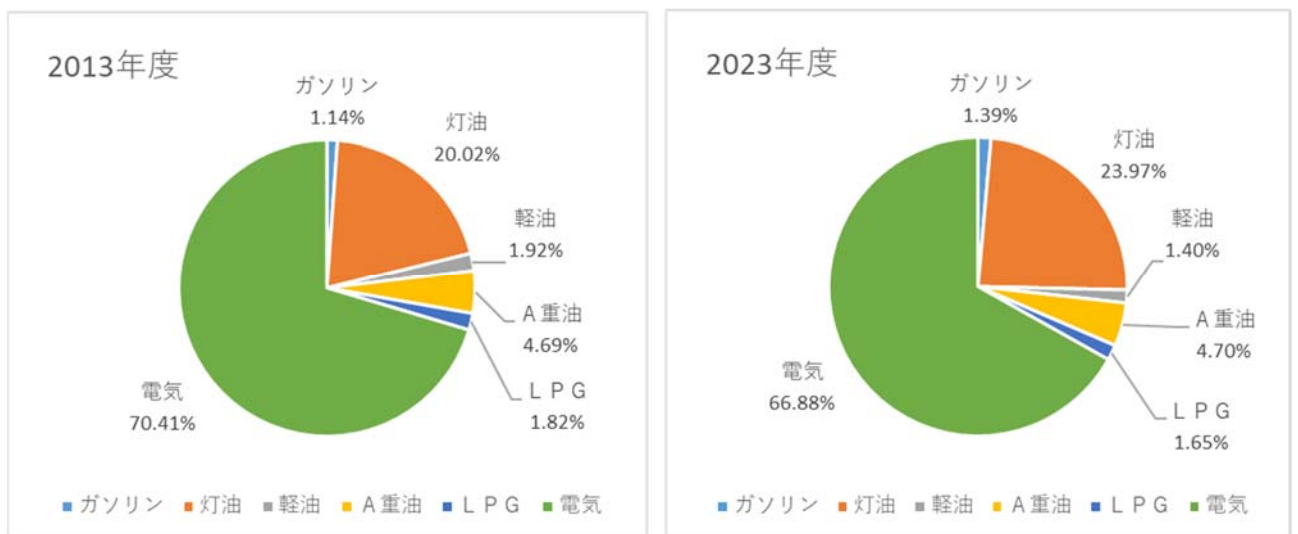


図1 エネルギー起源の二酸化炭素排出内訳

5 「温室効果ガス総排出量」の分析

2023年度の二酸化炭素の総排出量は、2013年度を基準に19.16%の削減となりました。

全体的にエネルギー使用量、二酸化炭素排出量ともに減少傾向ではあるものの、エネルギー起源の二酸化炭素排出量を活動区分ごとにみると、依然として電気と灯油の使用量が多く、合わせて総排出量のうち約9割を占めています。

6 計画改定の方針

2021年に更新された国の「地球温暖化対策計画」で示す温室効果ガスの削減量目標や基準年度などと整合を図ると共に、温対法以外の法律（省エネ法、グリーン購入法、環境配慮契約法等）で地方公共団体に対応を求められる事項や環境配慮行動に関わる取り組みを反映し、一元化することで、効果的かつ効率的な地球温暖化対策に資する計画とします。

また、市のファシリティマネジメント¹と地球温暖化対策とを結びつける仕組みを構築し、温室効果ガスの排出削減を強化しつつ、地域の循環型社会の形成を推進します。

さらに、県内自治体で初めて宣言したゼロカーボンシティを実現するため、廃棄物処理における温室効果ガスの削減等も検討することとし、再資源化や再生可能エネルギーの利用などを通じた低炭素化を目指します。

- 1 企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと（ISO41001の定義による）

基本的事項

1 エコ・プラン2.1の目的

市役所や市の関連施設は多くのエネルギーを使用していることから、市内の一事業者として、事業者や住民の模範となるべく高い目標を掲げ、地球温暖化対策を率先して実行します。さらに、本計画に示された各種エネルギー施策（省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、未利用バイオマスの有効活用、エネルギーの地産地消に向けた取り組み等）を通じて、地球温暖化対策を推進することを目的とします。

2 対象とする範囲

本計画は、原則として本市が行うすべての事務・事業（外部発注事業を除く）を対象とします。民間や団体への指定管理、委託等により実施する事務・事業についても、温室効果ガス排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

なお、市立総合病院、市立扇田病院は当面对象外としますが、段階的に対象に加えます。

対象範囲の詳細は、別表 1 のとおりです。

3 対象とする温室効果ガスの種類

温対法で事務事業編の対象としている温室効果ガスは 7 種類（表 3）です。そのうち、二酸化炭素は排出量が特に多く、国内では、温室効果ガス排出量の 90% 以上を二酸化炭素が占めています。

本実行計画では、温暖化への影響が特に大きいとされるエネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）を引き続き対象とします。

対象とする温室効果ガス：エネルギー起源二酸化炭素(CO₂)

表 3 温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源	主な対策
エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）	産業、民生、運輸部門などでの燃焼に伴うものが全温室効果ガスの 9 割程度を占め、温暖化への影響が大きい	エネルギー効率の向上、ライフスタイルの見直しなど
非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）	セメント製造、石灰製造などの工業プロセスから主に発生	エコセメントの普及など
メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の消化管内発酵などの農業部門等から排出されるものが 8 割程度、廃棄物の埋め立て等からの排出が 1 割程度を占める	埋立量の削減など
一酸化二窒素（N ₂ O）	農業部門からの排出が 5 割程度、燃料の燃焼等に伴う排出が 3 割程度を占める	高温燃焼、触媒の改良など

ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	エアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用	回収、再利用、破壊の推進、代替
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体・液晶製造や電子部品の洗浄などに利用	製造プロセスでの回収や代替物質への転換など
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	粒子加速器や変電設備に封入される電気絶縁ガス、半導体・液晶製造用などとして使用	（絶縁ガス）機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊など （半導体）製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体・液晶製造などに利用	製造プロセスでの回収や代替物質への転換など

4 計画期間、見直し時期

国の地球温暖化対策計画に準拠して 2013 年度を基準年度とし、2030 年度までの 6 年間を計画期間とします。必要であれば目標達成に向けた取り組みなどの見直しを実施します。

5 上位計画等との位置づけ

上位関連計画等との位置づけは図 2 の通りです。

本計画の上位計画である大館市環境基本計画は、大館市環境基本条例第 3 条に掲げられた基本理念を総合的かつ計画的に推進するために定めるもので、おおだて未来づくりプランを環境面から実現していくための計画として位置づけられています。計画の中では、本市の望ましい環境の将来像を実現させるため、「健康で安心して暮らせる都市の実現」、「自然と調和した都市空間の整備」、「安全で快適な生活環境の整備」、「環境と経済の好循環の実現」、「地球温暖化対策の推進」、「連携・協働による環境施策の推進」の 6 つの施策について、それぞれの目標を設定しています。エコ・プラン 2 1 は、このうち「地球温暖化対策の推進」を実行するための計画として関連付けられています。

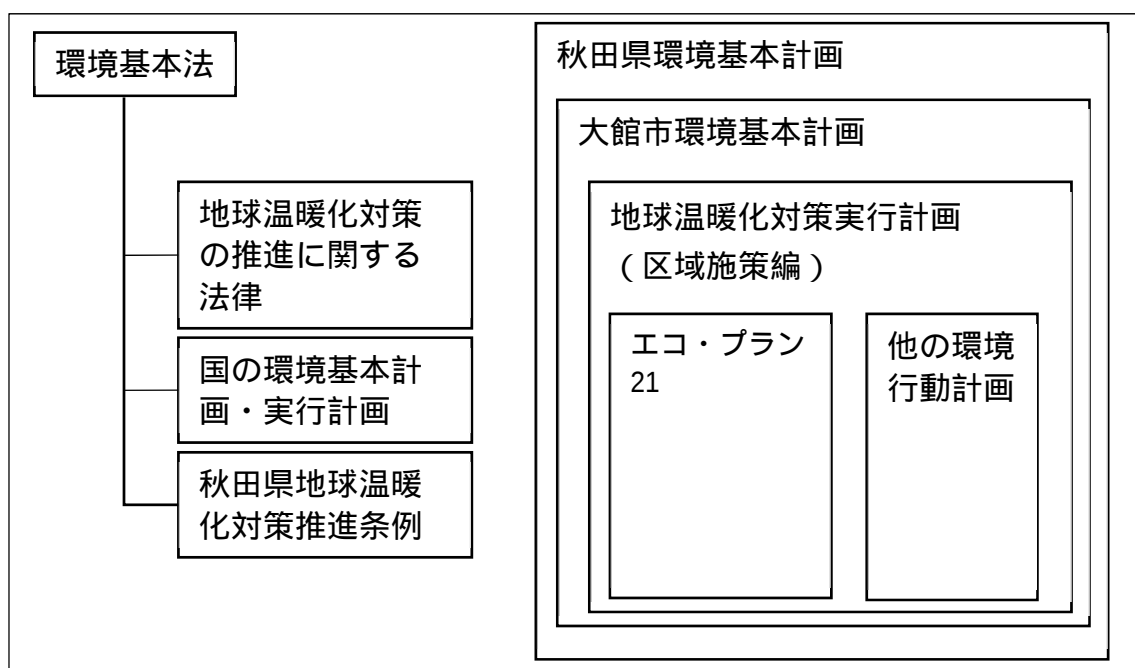


図2 上位計画、関連計画との位置づけ

「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標

1 目標設定の考え方

前述のとおり、国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量の削減の目標として「2030 年度に基準年度となる 2013 年度比で 46%削減」を掲げています。このうち、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」は、基準年度比 51%削減が目標とされています。

これらのことを踏まえて、本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を削減していくことを目指します。

2 基準年度と数量的な目標

国の地球温暖化対策計画に準拠して 2013 年度を基準年度とし、温室効果ガス（二酸化炭素換算）総排出量の削減目標を、以下のとおり設定します。

【温室効果ガス総排出量の削減目標】 （エネルギー起源）

2013(平成 25)年度比で

目標年度(2030 年度)までに 51%削減

大館市温室効果ガス総排出量(エネルギー起源)の削減目標

年 度	温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	削減目標
【基準年度】 2013(平成 25)年度	20,809,748	—
【直近年度】 2023(令和 5)年度	16,823,378	—
【目標年度】 2030 年度	10,196,777	51%

目標達成に向けた取り組み

1 目標達成に向けた取り組みの基本方針

おおだて未来づくりプランの掲げる横断的戦略の一つ「カーボンニュートラルの実現を目指した官民挙げての仕組みづくり」に基づき、市役所及びその他公共施設における省エネルギー対策のほか、地元民間企業や各種団体、市民等と連携した取り組みを推進し、二酸化炭素排出量の削減及び地球温暖化防止を図ります。実施に当たっては、後述の環境組織を活用します。

また、公共施設等総合管理計画と省エネルギー対策をリンクさせ、温室効果ガスの排出とライフサイクルコストの削減により、公共施設の長寿命化対策と地球温暖化防止を加速させます。

2 目標達成に向けた取り組みの内容

(1) 省エネルギー対策

電気、重油、灯油、ガソリン、軽油、LPGの使用量削減への具体的な取り組みは以下の通りです。

1.空調設備
☐ 室温管理の目安は、夏季28℃、冬季19℃とします。 (ただし、特に配慮が必要な施設や設備については除きます。)
☐ 夏季のノー上着（クールビズ）・ノーネクタイや冬季の重ね着（ウォームビズ）などを、業務時における「さわやかエコスタイル」等として推奨します。
☐ ブラインドやカーテンを併用し、冷暖房機器の稼働負荷を低減します。
☐ 温度計による客観的な室温管理を行います。
☐ 空調の稼働は終業時間15分前までとするなど、空調使用時間の短縮に努めます。
☐ 換気扇の適切な利用について周知を行います。
☐ 導入可能なところから、高効率空調への切り替えを行います。
☐ エアコンのフィルター等の掃除を定期的に行います。
☐ 空調の吹き出し口に物を置かないようにします。
2.照明
☐ 昼休みの事務室消灯や時間外勤務時の部分点灯を行います。
☐ 執務室でも、窓際など十分な照度を得られる部分は消灯します。
☐ 照明スイッチには点灯場所を明示し、必要な場所のみ点灯します。

☐ 屋外照明等は、適切な点灯時間や時間帯を設定します。
☐ 誰もいない会議室や給湯室など、不要箇所の消灯を徹底します。
☐ 利用箇所の実態に応じて、蛍光灯の間引き点灯を行います。
☐ 照明の照度について適正化を図ります。
☐ 導入可能なところから、LED照明など省エネ機器への切り替えを行います。
☐ 自動照明制御装置等導入を検討します。

3.OA機器等
☐ 未使用時また長時間使用しない場合はこまめに電源を切ります。
☐ パソコンについては、スタンバイモードなどを有効に活用します。
☐ パソコンのディスプレイ輝度の適切な設定を行います。
☐ コピー機やプリンタなどは節電モードを活用します。
☐ テレビやビデオについては主電源を切ります。
☐ 使用していない機器のコンセントを外し、待機電力を減らします。
☐ 電気ポットの更新時には消費電力の少ない電気魔法瓶等への切替を推進します。
☐ 止むを得ず電気ポット等を使用する場合は、沸騰後速やかにプラグを抜き、保温機能を使わないようにするなど、使用方法を工夫します。

4.トイレの利用
☐ 温水洗浄便座の使用後はフタを閉めます。
☐ 温水洗浄便座は節電モードを活用します。

5.エレベーター
☐ 上り2フロアまたは下り3フロアまでの移動の際は、階段を利用するよう努めます。
☐ 時間外など利用者の少ない時間帯は、運転台数の削減を行います。

6.自動販売機
☐ 運転管理（時間短縮、消灯等）を指導します。
☐ 省エネルギー型への転換や設置台数の適正化を図ります。

7.業務量の適正化、労働時間の短縮
☐ 事務事業の不断の見直し・改善により、事務量の適正化・事務処理効率の向上を図り、エネルギーを消費する夜間残業等を削減します。

8.上水道の使用	
☐	食器洗剤等を使いすぎないようにします。
☐	水を出しっ放しにしないようにします。
☐	定期的な水漏れの点検を実施します。
☐	節水器具（節水コマ、感知式洗浄弁、自動水栓等）等の節水機器の設置を呼び吐出量の調整等を実施します。
☐	適正な水圧の維持・管理を行います。

9.施設・設備の管理	
☐	省エネルギー診断やESCO事業の活用などにより、エネルギー使用の合理化を検討し、実現可能性の高い手法から順次実施します。
☐	施設・設備の更新の際は、温室効果ガス排出量のより少ない燃料を使用し、さらに燃費性能のより高い機器への転換を図ります。
☐	庁舎等管理における効果的な省エネルギー対策の情報について、共有化を図ります。

10.公用車の効率的な利用	
☐	近距離の移動には徒歩又は自転車を積極的に利用し、公用車の利用を抑制します。
☐	相乗りを励行します。
☐	適切な点検整備を励行します。
☐	公用車更新・新規導入時には低公害車・低燃費車・電動車の導入を検討します。
☐	やさしい発進（5秒で時速20km）を心がけます。
☐	車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転をします。
☐	減速時は早めにアクセルオフをします。また、エンジnbrakeも有効活用します。
☐	カーエアコンの使用を控えめにします。
☐	無駄なアイドリングは控えます。
☐	無駄な暖気運転は控えます。
☐	渋滞を避け、時間にゆとりをもち、計画的なドライブを心がけます。
☐	定期的にタイヤの空気圧の点検・整備を行います。
☐	不要な荷物を積まないようにします。
☐	燃費計等を活用し、エコドライブの定着を図ります。
☐	公用車の走行ルート of 合理化、運転状況の把握、燃料消費量の少ない運用を図ります。
☐	公共機関（バス・鉄道）を優先的に利用します。
☐	近距離移動時における自転車の利用を推進します。
☐	ディーゼル車について、可能な限りBDF燃料等の利用を進めます。

(2) 再生可能エネルギーの活用

第 6 次エネルギー基本計画では、電源構成の 2030 年度の目標値として再生可能エネルギーの比率は 36% から 38% と設定されました。市としても再生可能エネルギーの導入を推進するため、以下の取り組みや検討を積極的行います。

- ・施設ボイラーの更新・新規導入時には、ペレットボイラーの使用を検討します。
- ・BDF 燃料の使用拡大を検討します。
- ・小水力発電導入の可能性を検討します。
- ・施設の導入ポテンシャルに応じて太陽光発電設備の導入を検討します。
- ・小型木質バイオマス熱電供給設備 Volter50 の導入を検討します。
- ・市有施設で使用する電気はグリーンエネルギー由来 100% を目指します。
- ・公用車の更新時には電動車の導入を検討します。

(3) バイオマスの利活用

本市の降雪期間は 1 1 月下旬頃から 3 月下旬頃と長く、そのため冬季は除雪作業や暖房に係るエネルギー使用量が相対的に多くなる傾向にあります。国の目標を見据えたエコ・プラン 2 1 の実行において、冬季のエネルギー使用量の削減は大きな課題の一つです。

本市は 2009 年 6 月に「大館市バイオマスタウン構想」を策定し、ペレットボイラーやペレットストーブの公共施設や一般家庭等への導入、普及を図るなど、未利用バイオマスの有効活用に積極的に取り組んできました。今後はこのような取り組みをより一層推進するとともに、これまで利用されてこなかった廃棄物系バイオマス(剪定枝、廃材、家具類等)や農業系バイオマス(稲わら、籾殻等)からのエネルギー(電気・熱)回収を検討し、可能な限り周辺地域へのエネルギー供給を行うなど、冬季のエネルギー使用量削減に向けたバイオマスの有効活用を検討します。

(4) ごみ減量・分別・再資源化の推進

大館市ごみ処理基本計画に基づき、以下の取り組みを推進します。また、今後は廃棄物処理施設の広域化・集約化及び民間委託についても積極的に検討を進めます。

- ・ごみ減量や 3R の周知啓発によりごみの排出量を抑制します。
- ・適切な分別の周知や大館市エコプラザの活用を通じて、ごみの最終処分量を削減します。

- ・地域の民間企業と連携しながら、ごみの再資源化やエネルギー利用に資する新たな取り組みを検討します。
- ・備品購入時にはライフサイクル、カーボンフットプリントを考慮に入れます。

（５）エネルギーの地産地消に向けた取り組みの検討

近年、国の 2050 年カーボンニュートラルに向けた温暖化対策の取り組みに見られるように、地域課題の解決と脱炭素を同時に達成する施策が求められています。

本市としても、人口減少やそれに伴う労働力の確保、自然災害など多くの地域課題を抱えており、この課題を解決しながら脱炭素を推進する必要があります。

エネルギー施策を通じて地域内の経済が好循環となり、その効果が市民の暮らしをより豊かにし、結果として、市内における経済全体の好循環、地域活性化につながるよう、今後、地域の民間企業・各種団体等との連携や国の補助金等を活用しながら、エネルギーの地産地消に向けた取り組みの検討を行います。

エコ・プラン 2 1 の進捗管理の仕組み

1 推進体制

この計画では、目標達成状況を毎年度把握・分析評価し、継続的な改善を行うための推進体制を整備します。

体制及び役割は以下のとおりとします。

（１）基本的事項・行動目標等の決定とその見直し

エコ・プラン管理総括者は、計画の基本的事項や行動目標等の決定、見直しを行います。

（２）実施と運用

エコ・プラン実行部門の長は、当該実行部門における取り組みを統括し、当該実行部門のエコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員に取り組みを行わせる責任を負います。

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員は、所管する組織において本計画の目標を達成するための取り組みを推進します。

また、地球温暖化防止推進委員会を設置し、委員（エコ・プラン管理責任者、教育長、各部長、支所長、教育次長、議会事務局長及び消防長）は、公共施設等総合管理計画に基づく設備改修や施設建設に係る温室効果ガスの排出量に関することなど、温暖化防止に係る推進体制の調整に関して総合的に審議します。

本計画に係る庶務は、市民部環境課が行います。

（３）点検等

エコ・プラン実行部門の長は、当該実行部門における本計画の進捗状況の点検等を行い、エコ・プラン管理責任者に報告します。

エコ・プラン管理責任者は、本計画の進捗状況を把握し、エコ・プラン管理総括者に報告するとともに公表します。

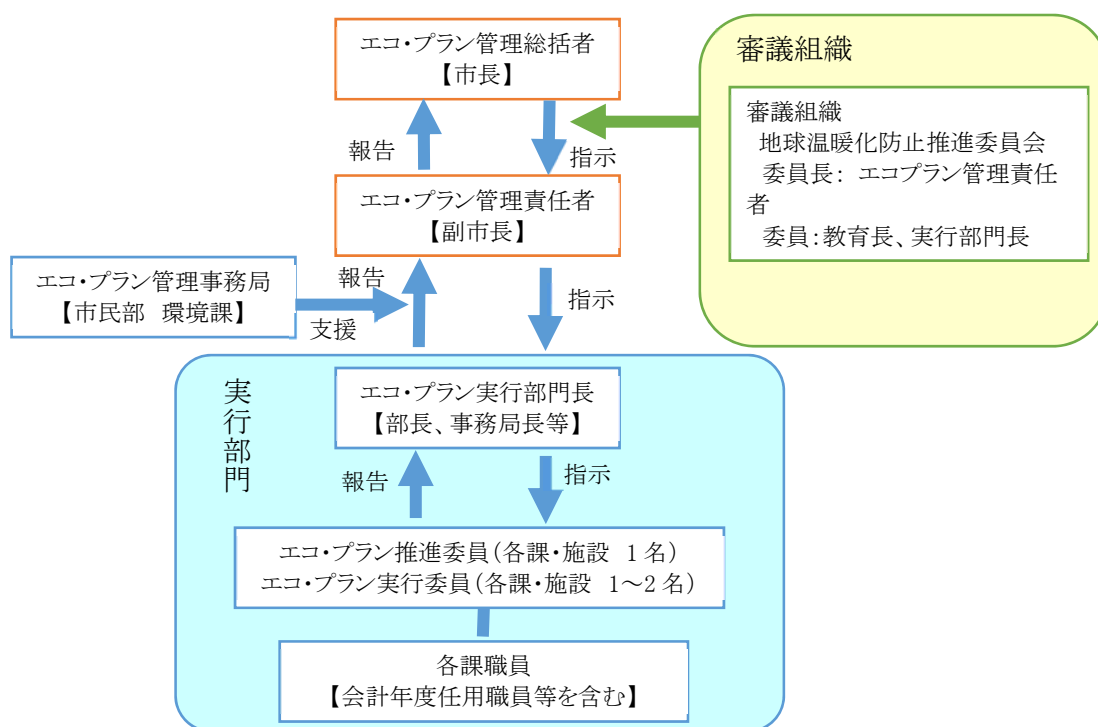


図3 計画の推進体制

表 4 組織と主な役割

組織（役職等）	主な役割
エコ・プラン管理総括者 （市長）	・計画の基本的事項や行動目標等の決定、見直しを行う。
エコ・プラン管理責任者 （副市長）	・実行部門からの報告を基に、計画の進捗状況を把握し、エコ・プラン管理総括者へ報告するとともに公表を行う。
地球温暖化防止推進委員会	・計画に関する事項を審議し運営管理を支援する。
エコ・プラン実行部門長	・実行部門における取り組みを統括し、計画の進捗状況の点検等を行い、エコ・プラン管理責任者へ報告する。
エコ・プラン推進委員	・実行部門において目標を達成するための取り組みを推進し、進捗状況等をエコ・プラン実行部門長へ報告する。
エコ・プラン実行委員	
各課職員	・計画の目標を達成するための取り組みを行う。
エコ・プラン管理事務局	・本計画に関する庶務を行う。 ・計画の推進に係る調査、検討（基本的事項、目標、見直し）を行う。 ・点検結果をとりまとめる。 ・職員研修等を計画し実施する。

（４）進行管理

本計画における取組を確実に実施し、継続的に改善を図っていくために、PDCAによる進行管理を行います。

実行計画全体の長期的な PDCA サイクルは、実行計画策定及び見直しに係る進行管理であり、基本的には目標年度（2030 年度）に、温室効果ガス排出量の削減目標達成状況や対象とする事務事業範囲、社会情勢の変化等を踏まえ、進行管理を行います。

また、年度ごとに各実行部門が目標管理し、短期的な PDCA サイクルを回すことにより、多層的に推進体制の強化及び地球温暖化対策に向けた取り組みを的確にかつ着実に実行します。

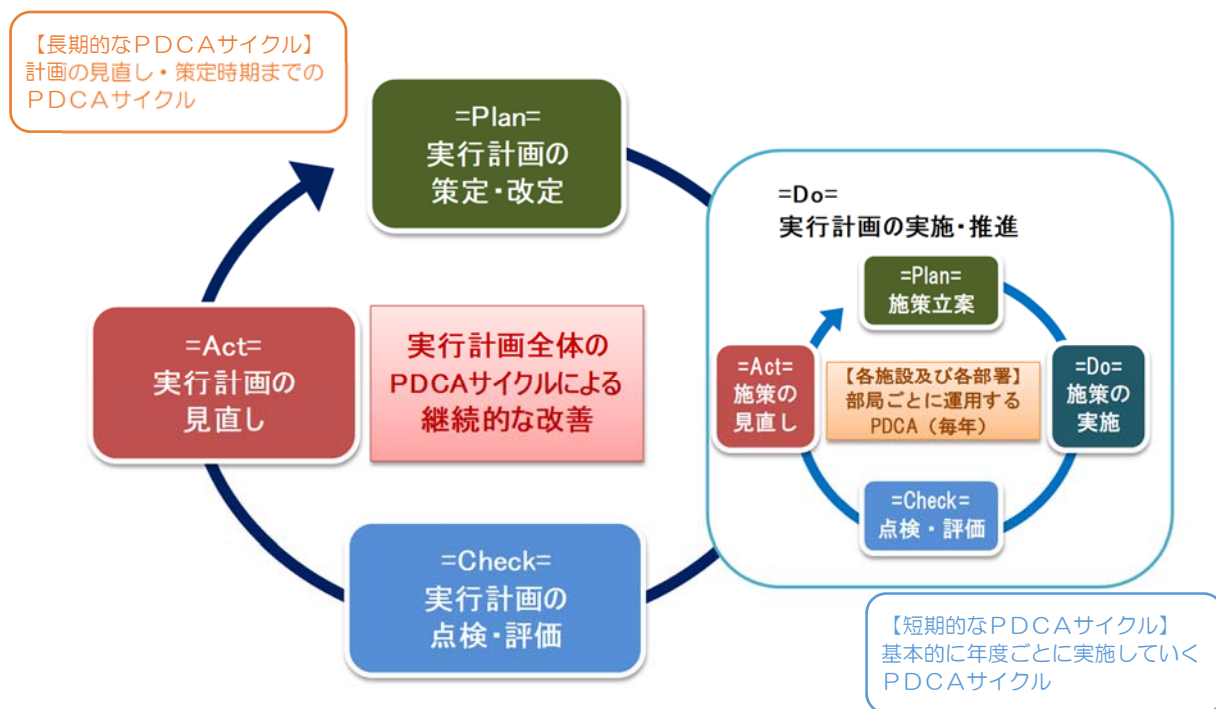


図 4 PDCA サイクルによる進行管理

2 進捗状況の点検

(1) 毎月の点検

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員は実行部門における取り組み状況について必要に応じて点検を行うものとします。ただし、以下の項目については毎月点検を行い、記録するものとします。

・燃料（重油、ガソリン、灯油、軽油、LPG、木質ペレット等）、電気使用量（車、草刈機、除雪機、スノーモービル等で使用する燃料や市職員が借上げた車両等で使用した燃料も対象となります。）

(2) 点検結果の報告

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員は、所管する組織における取り組み状況を四半期毎にエコ・プラン実行部門の長に報告します。

エコ・プラン実行部門の長は、当該実行部門の取り組み状況報告を取りまとめ、エコ・プラン管理責任者に報告します。

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員から実行部門の長を経てエ

コ・プラン管理責任者への報告は、第 1 四半期は 7 月 3 1 日、第 2 四半期は 1 0 月 3 1 日、第 3 四半期は 1 月 3 1 日、第 4 四半期は 4 月 3 0 日までに行うものとします。

(3) 是正措置等

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員は、実行部門において、二酸化炭素排出削減目標（2013 年度実績を基準に 51%削減）が達成困難と予想される場合には、その原因を特定し、是正措置を講ずるとともに、エコ・プラン実行部門の長に報告します。

エコ・プラン実行部門の長は、当該実行部門においてエコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員から受けた報告を取りまとめ、エコ・プラン管理責任者に報告します。

3 進捗状況の公表

温対法第 21 条では、計画に基づく措置及び温室効果ガス総排出量を含む施策の実施状況の公表が求められています。計画期間中は年度を単位として実施した措置及び温室効果ガスの排出量を把握し、ホームページ等を通じて毎年度公表します。